

株式会社井園組行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のような行動計画を策定します。

1、計画期間 平成29年6月19日～平成32年6月18日までの3年間

2、内容

<目標1> 計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にします。
男性社員・・・計画期間中に1人以上取得するようにします。
女性社員・・・取得率を50%以上にするようにします。

<対策>

平成29年6月～ 男性も育児休業を取得できることを周知するための案内文書を会社内に掲示します。

平成29年6月～ 育児休業の取得希望者を対象にした説明会を実施します。

<目標2> 平成30年4月までに、所定外労働を削減するため、時間外労働協定における延長時間の短縮を図ります。

<対策>

平成29年6月～ 時間外労働の実態把握とともに従業員のニーズの把握、検討開始します。

平成30年4月～ 時間外労働協定における延長時間の短縮した労使協定の締結を行います。

平成30年4月～ 説明会や周知文書の掲示により、従業員への周知を図ります。

<目標> 平成32年4月までに、年次有給休暇の取得日数を一人当たり年間平均50%以上の取得率を目指します。

<対策>

平成29年10月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握

平成30年 4月～ 役員会で検討開始

平成30年10月～ 計画的な取得に向け、社員へのアンケートや研修の実施

平成31年 4月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始